

出雲市いじめ問題再調査委員会の設置と諮問について

本市のいじめ防止対策においては、重大事案が発生した場合は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項及び出雲市いじめの防止等に関する条例（令和 2 年出雲市条例第 20 号）第 17 条に基づき、まず教育委員会が設置する出雲市いじめ問題調査委員会において調査を行い、その結果を答申として取りまとめ、当該案件の対象者（保護者）へも報告を行います。この報告に不服があり、再調査を求める意見（書）が出された場合には、市長が再調査の要否を判断し、必要とした場合には、市長部局において「再調査委員会」を立ち上げ再調査を行うこととなります。

このたび、再調査が必要な案件が生じたため、再調査委員会を立ち上げ、当該案件に係る再調査について諮問を行いましたので報告します。

なお、本再調査委員会の調査対象案件の内容については個人情報保護などの影響を考慮し、非公開とさせていただきますので、ご了承願います。

記

1. 再調査委員会への諮問日

令和 2 年 6 月 4 日（木）〔委員委嘱、第 1 回再調査委員会開催日〕

2. 再調査委員会委員

5 名（弁護士、医療関係者、教育関係者、福祉関係者、学識経験者）

役 職	選出区分	氏 名	役 職	選出区分	氏 名
委 員 長	(弁護士)	<small>かなやまこうじ</small> 金山 孝治	委 員	(学識経験)	<small>たかはしけんじ</small> 高橋 憲二
副委員長	(福祉関係)	<small>わだようこ</small> 和田 葉子	委 員	(医療関係)	<small>やすだひであき</small> 安田 英彰
			委 員	(教育関係)	<small>さとうももこ</small> 佐藤 桃子

3. 諮問内容

重大事案として、令和元年度に本市いじめ問題対策委員会（現「出雲市いじめ問題調査委員会」）で調査され、答申のあった案件に関する調査・検証を諮問しました。

4. 再調査委員会からの答申予定

令和 3 年 3 月

※ 調査結果については、議会へ報告いたします。（いじめ防止対策推進法第 30 条第 3 項）